

令和3年10月14日

市長定例記者会見

西宮市政記者クラブ各位

～西宮市食品ロス削減パートナー制度の開始及び パートナー事業者の募集について～



この度、令和3年10月30日から新たな食品ロス削減の取り組みとして、「西宮市食品ロス削減パートナー制度」を開始することとなり、ご協力いただける事業者さまを広く募集することとなりましたのでお知らせします。

【認定証ステッカー】

1. 食品ロスの現状

本来食べることが出来るのに捨てられてしまう食品、いわゆる食品ロスは世界的にも問題となっており、わが国でも約600万トン（平成30年度推計値）の食品ロスが発生しています。また、令和2年度に環境施設部において実施した事業系の可燃ごみを調べる「ごみ質組成精密分析」において、生ごみのうち食品ロスの割合は約35%を占めており、食品ロスの削減については重点的に取り組む必要があると考えております。

2. 実施内容（※登録要件は別紙参照）

食品ロスの削減を目指し、令和3年10月30日から「西宮市食品ロス削減パートナー制度」を開始します。市と共に食品ロスの削減に取り組む事業者を募集し、登録要件を満たしている事業者をパートナーと認定します。パートナーには認定証ステッカーを配布します。市は、食品ロス削減を呼びかけるスタンドポップやポスターなどの各種啓発用品の提供及びホームページ、その他刊行物などにより、パートナーが実施する取り組みに関する情報を市民へ広報することで、パートナー事業者をバックアップします。また、本制度の特徴として、飲食・食料品小売関係事業者以外でも登録要件を満たしていれば登録が可能としております。例えば、学食や従業員食堂での食品ロス削減の啓発、従業員に対する食品ロスの教育、啓発ポスターの掲出などでも登録が可能です。

3. 募集方法

令和3年10月14日以降に市のホームページ、市政ニュースなどで募集します。

4. 開始年月日

令和3年10月30日（土）食品ロス削減の日とします。

会見後にホームページが公開され次第、事前にお申し込み可能です。

5. 申込方法

市のホームページから登録申込書をダウンロードしていただき、メール、FAX、郵送などでご提出ください。ホームページがご覧になれない場合は、お電話いただければ登録申込書を送付いたします。

お問合せ先

西宮市 環境局 環境事業部 事業系廃棄物対策課 担当：宮本

電話：0798-35-0185 FAX：0798-23-0088

登録要件

1.下記、取り組み項目のうち1項目以上取り組んでいる、もしくは取り組もうとする事業者

取り組み項目
1.量が少ないメニューの設定
2.宴会時3010運動の推進
3.食べきれなかった料理の持ち帰りに対応
4.調理時に食材を使い切る工夫
5.内容や量がわかりやすいメニューの作成
6.来店者への食品ロスに関する啓発や情報発信
7.食品ロス削減に関するアプリ等を利用した取り組み
8.賞味期限・消費期限が間近な食品の値引き販売の推進
9.量り売りや小分け売りの実施
10.フードドライブの実施やフードバンク等の支援
11.在庫管理や発注数等の精度の向上
12.学生や従業員の教育、食品ロス削減に係る調査等の協力
13.その他

2.西宮市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年7月1日施行）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

※その他、詳しくは【西宮市食品ロス削減パートナー制度実施要領】をご確認ください。

「西宮市食品ロス削減パートナー制度」実施要領

（目的）

第1条 この要領は、食品ロスの削減（第1条2項）のために、飲食店、旅館・ホテル、小売店、教育機関等において食品ロスの削減対策に取り組む者を「西宮市食品ロス削減パートナー」（以下「パートナー」という。）として登録し、自らが削減に努めるとともに、その取組を通じて市民への食品ロスの削減についての認知を図ることによって、市民・事業者・行政が協働し、食品ロスの削減を推進することを目的とする。

2 この要領において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品等が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

（対象事業者）

第2条 パートナーに登録できる者は、西宮市内で営業する飲食店、旅館・ホテル、小売店及び食品ロスの削減に協力ができる事業者とする。

（登録の要件）

第3条 次の各号の要件をすべて満たすものとする。

（1）別表に掲げる、各取組項目のうち1項目以上取り組んでいる、もしくは取り組もうとする事業者をパートナーとして登録する。

（2）西宮市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年7月1日施行）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものではないこと。

（登録の手続き）

第4条 パートナーへの登録を希望する事業者（以下「申込者」という。）は、「西宮市食品ロス削減パートナー」登録申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を西宮市長（以下「市長」という。）あてに提出する。

2 市長は、申込者から提出された申込書の内容を確認し、前条の要件を満たす場合は、パートナーとして登録する。

（登録内容の変更等）

第5条 パートナーは、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、「西宮市食品ロス削減パートナー」登録内容変更届（様式第2号）を速やかに市長へ提出するものとする。また、登録の抹消を希望する場合は「西宮市食品ロス削減パートナー」登録抹消届（様式第3号）を速やかに市長へ提出するものとする。

（登録の取り消し）

第6条 市長は、パートナーが第3条に規定する要件のいずれかを欠いた場合又はパートナ

一として適当ではないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

2 登録を取り消された事業者は、速やかに啓発資材の掲示を取りやめるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、次の各号に掲げる項目を行うこととする。

(1) 市は、ポスターやポップ、ステッカー等の啓発資材を提供すること。

(2) 市のホームページ又はその他刊行物等により、パートナーが実施する取組に関する情報を市民に広報すること。

(パートナーの役割)

第8条 パートナーは、次の各号に掲げる項目を行うこととする。

(1) 第3条別表で選択した項目を積極的に実施し、食品ロスの削減に努めること。

(2) 市が提供する啓発資材等を活用し、食品ロスの削減の取組に努めること。

(3) 食品ロスの削減に関する調査やキャンペーン等に協力すること。

(事務の処理)

第9条 この要領に関する事務は、環境局環境事業部事業系廃棄物対策課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付則 この要領は、令和3年8月10日から施行する。

別表（第3条関係）

	取組区分	取組み項目
取組み内容	おいしく食べきれる料理の提供	量が少ないメニューの設定
	食べきりの推進	宴会時3010運動の推進
		食べきれなかった料理の持ち帰りに対応
	業務、運営上の取組・工夫	調理時に食材を使い切る工夫
		内容や量がわかりやすいメニューの作成
		来店者への食品ロスに関する啓発や情報発信
		食品ロス削減に関するマッチングアプリ等を利用した取組み
		フードドライブの実施やフードバンク等の支援
		在庫管理や発注数等の精度の向上
	売り方の改善・買い方の提案	賞味期限・消費期限が間近な食品の値引き販売の推進
		量り売りや小分け売りの実施
	その他	学生や従業員の教育、食品ロス削減に係る調査等の協力
食品ロス削減に関する独自の取組みの実践		

食品ロス削減パートナー 事業者大募集

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品です。
「食品ロス」の削減に積極的に取り組む環境にやさしい事業者を
大募集します！！

パートナー登録すると…

西宮市のホームページで
お店の取り組みをPRできる！

西宮市が作製した啓発
グッズの提供が受けられる！

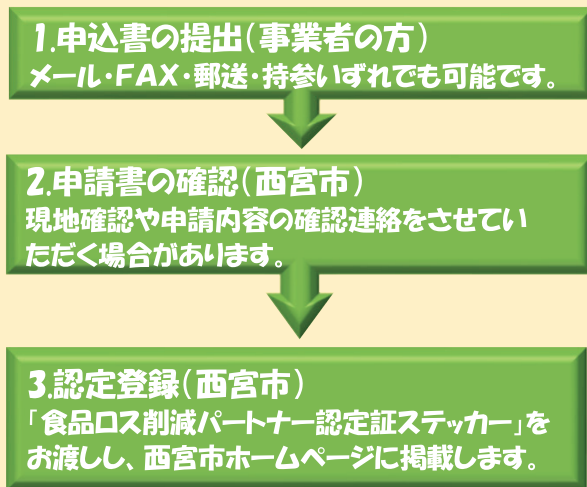
食品ロス(食べ残し等)の削減
でゴミ処理費用を削減！

食品ロス削減で環境に配慮し
ている事業者として
イメージアップ！



食品ロス削減パートナー認定証ステッカー

【登録から認定の流れ】



【登録の要件】

※下記の各取組項目のうち1項目以上取り組んでいる、もしくは取り組もうとする事業者

取組区分	取組項目
おいしく食べられる料理の提供	量が少ないメニューの設定
食べきりの推進	宴会時3010運動の推進 食べきれなかった料理の持ち帰りに対応
業務、運営上の取組・工夫	調理時に食材を使い切る工夫 内容や量がわかりやすいメニューの作成 来店者への食品ロスに関する啓発や情報発信 食品ロス削減に関するマッチングアプリ等を利用した取組 フードライブの実施やフードバンク等の支援 在庫管理や発注数等の精度の向上
売り方の改善・買い方の提案	賞味期限・消費期限が間近な食品の値引き販売の推進 量り売りや小分け売りの実施
その他	学生や従業員の教育、食品ロス削減に係る調査等の協力 食品ロス削減に関する独自の取組の実施

※その他の登録要件につきましては、「西宮市食品ロス削減パートナー制度」実施要領をご確認ください。

申し込み先・問い合わせ

西宮市役所環境事業部事業系廃棄物対策課
一般廃棄物対策チーム
電話 0798-35-0185
FAX 0798-23-0088
Mail sanpai@nishi.or.jp